

令和5年度 田原市福祉有償運送運営協議会会議録

会議名	田原市福祉有償運送運営協議会
日時	令和5年6月30日（金）15:00～16:00
場所	田原市役所 政策会議室（南庁舎4階）
出席者	<p>（委員）</p> <p>○田原市福祉部長 小久保 智宏<会長></p> <p>○渥美交通株式会社代表取締役 鈴木 雅</p> <p>○愛知県タクシー協会東三河支部長 長縄 則之</p> <p>○田原市老人クラブ連合会会長 長神 隆士</p> <p>○田原市身体障害者福祉協会会長 夏目 甲子男</p> <p>○国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 [代理] 輸送・監査担当 吉田 量紀</p> <p>○タクシー乗務員代表 小長谷 隆司</p> <p>○特定非営利活動法NPO渥美の菜たね代表理事 井上 隆雄</p> <p>○名古屋大学大学院環境学研究科教授 加藤 博和</p> <p>○社会福祉法人田原市社会福祉協議会会長 山田 貴三</p> <p>○田原市民生児童委員協議会会長 近藤 秀樹</p> <p>（運送者）</p> <p>○特定非営利活動法人NPO渥美の菜たね</p> <p>○社会福祉法人社会福祉協議会</p> <p>○社会福祉法人成春館</p> <p>○社会福祉法人福寿園</p> <p>（事務局）</p> <p>□福祉部高齢福祉課長 河合 まり子</p> <p>□福祉部高齢福祉課課長補佐兼高齢福祉係長 小野田 充孝</p> <p>□福祉部高齢福祉課高齢福祉係主事 小林 直樹</p> <p>□福祉部高齢福祉課高齢福祉係主事鋪 鈴木 正人</p> <p>□福祉部地域福祉課長 柴田 裕樹</p> <p>□都市建設部街づくり推進課長 鳥居 伸光</p>
欠席者	なし
協議事項	<p>（1）自家用有償旅客運送更新登録に関する協議について</p> <p>① 特定非営利活動法人NPO渥美の菜たね</p> <p>② 社会福祉法人社会福祉協議会</p> <p>③ 社会福祉法人成春館</p>

	④ 社会福祉法人福寿園
報告事項	(1) アルコール検知器使用について
事務局	<p>定刻前ではございますが、皆さんお集まりになりましたので、ただいまから始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は事務局の高齢福祉課の河合と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日の会議資料を確認させていただきます。本日、机上配布させていただきました資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3 自家用有償旅客運送更新登録に関する協議資料として「更新登録申請内容審査表」を一番上にしたクリップ止めが4事業者分 ・田原市福祉有償運送運営協議会設置要綱 ・田原市福祉有償運送運営協議会運営要綱 <p>事前の送付資料としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・出席者名簿 ・配席図 ・資料1-1 「移動困難者数の推移」 ・資料1-2 「地域別高齢者等分布一覧」 ・資料2 「福祉有償運送運行状況の推移」 ・資料4 「輸送対価比較表」 ・資料5 「アルコール検知器の使用状況について」 ・資料6 「令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会の開催予定について」 <p>となります。資料3については、個人情報が入っておりますので会議終了後に回収します。机の上に置いておいていただければと思います。</p> <p>本日の出席委員は11名で、委員の過半数となる定足数に達しておりますので、福祉有償運送運営協議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立いたします。また、本日の代理出席につきましては、出席者名簿のとおりとなっております。なお、役員交代等により、新しく委員に就任された方がいらっしゃいますので、事務局からご紹介させていただきます。田原市老人クラブ連合会会長長神隆士様。</p>
長神委員	今年度、4月11日の総会から、前年度の光部さんから私の方に変更されました。よろしくお願いいたします。

事務局	<p>ありがとうございます。また、田原市の組織変更により、健康福祉部が福祉部となり、部長が増田直道から小久保智宏に変更となっております。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、ただ今より令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。おおむね1時間程度で終了したいと思いますので、限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。協議事項に入る前に、田原市福祉有償運送運営協議会の会長についてですが、前回までの会長は増田直道でございました。そのため現在、会長が不在になっておりますので田原市福祉有償運送運営協議会運営要綱に基づく、会長の選出をお願いしたいと思います。運営要綱第3条第1項の規定により、会長は委員の互選により選出となっております。会長選出につきまして、どなたかご意見はございませんでしょうか？</p> <p>山田さんおねがいします。</p>
山田委員	<p>社協の山田と申します。先ほど説明がありましたように、これまで健康福祉部長さんが会長でしたので、引き続き福祉部長さんが会長として適任かと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ただ今、田原市社会福祉協議会山田会長より、会長は福祉部長とのご発言がありましたが、ご意見はございませんでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>ご異議なしとのことですので、会長は福祉部長でよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。福祉部長の小久保でございます。先ほど事務局から説明がありました通り、この4月から市の組織再編によりまして、健康福祉部が福祉部と、こども健康部の2部に分かれております。これは、国のこども家庭庁の発足に合わせて、子育て支援施策により力を入れてくということから、分かれたものでございます。その結果福祉部は、地域福祉課と高齢福祉課、この2課の体制とな</p>

	<p>っております。今回、私が前高齢福祉課長で、福祉部長ということなのですが、2課の課長とも、この4月から新しくなったということで、かなりメンバーとして新しくなっておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>本協議会では、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために、委員の皆様と協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。小久保会長、それでは以後の議事進行をよろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第に従って議事を進めます。協議事項、自家用有償旅客運送更新登録に関する協議について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>(資料1-1・資料1-2・資料2を用いた説明)</p>
会長	<p>ただ今の説明につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、田原市において福祉有償運送を継続する必要性があるというご認識をいただいた上で、更新登録申請の協議に移りたいと思います。今回は4事業者から提出されております。</p> <p>それでは、事務局の説明前に、協議会運営要綱第4条第7項に協議会の決議について、特別な利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない、と規定があります。今回の更新登録申請の4事業者について、井上隆雄委員が渥美の菜たねの代表理事となっており、山田貴三委員が社会福祉協議会の会長、成春館、福寿園の理事となっておりますので、関係の事業者の協議の間は、一時退席をお願いしたいと思いますので、渥美の菜たね、社会福祉協議会、成春館、福寿園の順番で行っていききたいと思います。それでは、渥美の菜たねの協議に入りしたいと思いますので、井上委員におかれましては、一時ご退席お願いいいたします。</p> <p>それでは事務局説明してください。</p>
事務局	<p>(資料3を用いた更新登録申請内容の説明)</p>

会長	ただ今の説明につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。
加藤委員	とてもたくさんの方が会員ですけど、その割にはというか、利用回数っていうのは、多いですけど、実際この利用者っていうのは、400何十人の中のどのぐらいですか。
運送者	大体160人ぐらいです。
加藤委員	これはもともと会員全員が載っていますか？
運送者	全員が載っていますので、中にはもう亡くなられた方もいるかと思うのですが、こちらとしては分からないので、一応90歳以上で5年以上利用のない方は、一部削除したところもあります。もう施設に入って利用しないということで。分からないので全部一応載っています。
加藤委員	わかりました。基本的には、会員そのままじゃなくて、使う可能性がある方をここにあげればいいと思うのですけれど。
運送者	そうですね。はい、今後気をつけます。
加藤委員	別に気を付けなくていいのですが、ただやっぱり、我々としては、実際どのぐらいの人がこういうものに頼っているのかっていうのが知りたいので、回数だと、1人がたくさん使っているのか、たくさんの方がちょっとずつ使っているかわからない、と。しかも全く使っていない人も会員になっている、と。たくさんいるけどどうなっているのだろうってなるので。
運送者	全然使っていない人もいらっしゃいます。
加藤委員	次回からは、会員は別にこのままでいいのですが、同じようなこと、また僕が委員だったら聞きます。委員じゃないかもしれませんが。 もう1個、今回対価を上げるっていうことですけど、大体距離ってどのぐらいなのでしょう。例えば何キロまで、ほとんどぜんぶだとか。
運送者	割と短距離が多いのですよね。2キロ、3キロ、4キロ、5キロ

	6キロ。その感じですか。はい。
加藤委員	もともと短距離の方が高くなる、割合が高い感じだけど、まあ。で、後は、通院が多いんですけど？
運送者	通院ですね。渥美町の方からとか、距離が長距離になると、
加藤委員	わかりました。
運送者	ほとんど通院ですね。今コロナの関係で、通院以外は、もう施設も全部ストップしていますので、はい。
加藤委員	これ3台でまわしているわけですよね？3台ですよね？
運送者	はい。主に3台で、あとは個人の普通車の、提供してもらったのが、ほんの一部。
加藤委員	3台で、持ち込みは書いてないんですけど。
事務局	持ち込みが一応8台ありまして、契約を交わして、やっているのですよね？
加藤委員	3ページのところみると、持込が台数書いてないので。
事務局	すみません。ちょっとセダン等というところに入れさしてもらいました。
加藤委員	個人で提供しているから。そうすると、聞こうとしていたのは、3台でまわらないときがありますかって聞こうとしていたので。それだったらいけるのかなって。以上です。
会長	ありがとうございました。利用実績につきましては、分かるようにしてもらって、次回は、分かるようなものがあるかなと思います。ほかにご質問等ございませんでしょうか。
吉田委員	はい。愛知運輸局の吉田です。 まず、運送の対価なんですけども、ちょっとごめんなさい。事務局さんの資料で、この審査表、資料3と審査表の7番、配送対価で、運賃1.5キロまで400円、4キロ毎にとあるんですけど。

	4キロまでで？
事務局	はい。失礼しました。4キロまでです。
吉田委員	あと、菜たねさんに質問で、改定の理由をちょっとお聞かせいただきたいのですが。
運送者	値上げのですか？
吉田委員	そうですね。
運送者	はい。ほとんど、同行でガソリン代と、あと車検と、保険と、修理代もちょっと入りますけども、それ合計とキロ数で割ると1キロ当たりの単価が出るのですよね。かかった費用。それが110円以上になるのですが、今現在は90円でやっていますので。しかも、そのうち一部、協力者の方にもまわして、菜たねは70%なので。それで、ちょっと赤字で、今までは同行以外の生活支援の仕事も多くあって、そちらの方の蓄えがあったものですから、何とかやってこれたのですが、ここんところコロナでその生活支援っていうのがほとんどなくなって、蓄えもどんどん減るばかりで、ここ3年ずっと赤字続きなので、それで、ちょっとあげさせていただきました。
吉田委員	わかりました。ありがとうございます。利用者の方への周知っていうのはもうすでにされましたか？それとも、今後していく？
運送者	了承されてからと思って、まだです。
吉田委員	わかりました。そうですね。無事に協議が整ったら、利用者の方への事前の周知期間もある程度設けていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。きちんと実費を計算した上で算出したっていうことを利用者さんにも、ぜひ説明していただければと思います。他に質問よろしいでしょうか？
	事業者に対してのご意見やご質問がなければ、事業者には退出してもらいますが、よろしいでしょうか？

	<p>それでは、渥美の菜たね様ありがとうございました。退出してください。</p> <p>それでは、今回の更新登録申請につきまして、承認するというところで、ご異議ございませんか？</p>
委員	異議なし。
会長	<p>それでは、協議が整いましたので、中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。</p> <p>それでは、続いて社会福祉協議会に移りたいと思います。山田貴三委員におかれましては、一時ご退席をお願いします。井上委員の移動をお願いします。</p>
事務局	<p>次に、社会福祉法人社会福祉協議会について事務局説明してください。</p> <p>(資料3を用いた更新登録申請内容の説明)</p>
会長	ただ今の説明につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。
加藤委員	車両は結構古い20年近いのが、あるようですけど。しかも、かたまっているなど。17年が3台かな。一斉に悪くなることも懸念されると思うのですが、調子はいかがでしょうか？
運送者	当然ある程度適宜、メンテナンスの方はしておりますし、あと、主に使用している車両につきましては、リース車両であったりとか、比較的年式の新しいものを使用して、おりますので。
加藤委員	車検証でいうと平成17年とか。令和4年もありますけど。新しい車両を主に使っている？
運送者	そうですね。はい。
加藤委員	ちょっと見ると、結構かたまって令和4年とかもあるのですが、平成17年とか15とか、ちょっと心配。

<p>運送者</p>	<p>確かに、まあなかなか財政状況も厳しい中、こちらの事業の方での対価で車両を維持していくというのが、ちょっと難しいところもございまして、なかなか更新ができてないということも確かに実情としてはございますが、昨年、リース車両1台、渥美の方に導入したりとか、事業に支障がないように、やっております。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>古い車だからやっちゃだめとか、そういうことはないんですけど、ちょっと気になったので。</p>
<p>会長</p>	<p>事業者に対してのご意見やご質問がなければ事業者には、退出してもらいますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、社会福祉協議会様ありがとうございました。退出してください。</p> <p>それでは、今回の更新登録申請につきまして、承認するというところで、ご異議ございませんか？</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、協議が整いましたので、中部支局への更新登録申請手続きを進めてください。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>1ついいですか？運転手は80歳になられる、80歳の方がおられるのですが、何かそこは、考えるところなのかな。</p>
<p>会長</p>	<p>年齢は、今のところは福祉有償として、決めはないのですが、各法人さんの雇用の規定によるっていう形になっています。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>もっと田舎ですと、80代後半もありますけど。もちろん、人によりますので、80超えてくると、ちょっともう、やはり何かチェックがいるかもしれないなという気がします。ちょっと今見たらと昭和18年のかたがおられたので。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、3件目の社会福祉法人成春館に移ります。入室してもらってください。</p> <p>社会福祉法人成春館について事務局説明してください。</p>

事務局	(資料3を用いた更新登録申請内容の説明)
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。
加藤委員	人数は利用されている方は現状少ない状況ですけど、これは、会員というのは、もうちょっと広げていこうと考えているとか、今ニーズがあるからやっているけど、そんなのを拾ってやっているとか、今はどんな感じですか？
運送者	本当に、この事業に関しては、市内で困っておられる方、そういう方が手を挙げていただけるのであれば、我々としては、そういうお手伝いをしていきたいなど。これが、(運転手の)人数を今まで2名が4名としたのですけども、やっぱりそういうような、田原市内の環境を見るとですね、やっぱり結構車がないと買い物さえも行けないっていう状況がちょっとありますんで、そういうところでご利用いただける方が、こちらの方にきていただきやすいように、それで我々はその支援しやすいようにということで今進めています。
加藤委員	それありがたく、いいのですけど、今この対価で、今の体制で、もっとお客さんが利用されるというのは、実際こうやっていくときは、大丈夫と思われませんか？
運送者	いや、当然人数がね、20名も30名もだったらなかなか難しいのですけども、やっぱり我々の今の体制の中でも、どんなふうにできるのかなというようなこと踏まえながらっていうことになるかと思えますけども。
加藤委員	今のこの状態で、もうちょっとまだ受けることができそうですか？
運送者	はい。
加藤委員	それは、大きい規模になったらちょっとやり方を変えていかなきゃいけないかわからないけど、現状決してこれでこのまま、こんな感じだっていうことじゃなくて、もっとやろうとしていると、認識いたしました。体制としては、介護施設も知っているんじゃないかと思えますけども。同じような状況でも、なるべくやめていきたいとか、どんどんやりたいとかいろいろ考えがあるので、こちらはど

<p>会長</p>	<p>ういう考え方だろうとお伺いしました。</p> <p>ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか？よろしいですか？</p> <p>事業者に対してのご意見やご質問がなければ事業者には、退出してもらいますが、よろしいでしょうか？</p> <p>それでは、成春館様ありがとうございました。退出してください。</p> <p>それでは、今回の更新登録申請につきまして、承認するというところで、ご異議ございませんか？</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、協議がととのいましたので中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。次に社会福祉法人福寿園に移ります。入室してもらってください。</p> <p>それでは、社会福祉法人福寿園について事務局説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(資料3を用いた更新登録申請内容の説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>はい。中部運輸支局吉田です。車両なのですが、3334の車両と、3169の車両が、今日現在なのですが、車検切れ。証明書の写しで車検切れになってまいるので、</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。書類をもらった時点で、ちょっと今新しいものをもって、実際届いているものもありますので、すみませんちょっと差し替えが間に合わなくて申し訳ありませんでした。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>はい。申請時には更新後の書類を添付いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>申請時には書類を間違いないようにお願いします。他にご質問ありませんでしょうか。</p>

加藤委員	はい。会員数は結構いるのですが、それに比べて利用者数が、1人あたりだと、3回とかそういう感じなのですが、実際使っている方っていうのは、この会員の中で、何割かとかあると思うのですが、どんな感じですか？実際に会員の中で利用されている方というのは？
運送者	はい。実際に利用されている方はこの中でも3分の1ぐらいですね、トータル利用者という形では、そうですね、はい。
加藤委員	もともとこれ、NPOの会員とイコールじゃなくて、むしろ、通常は、実際に乗っておられる方が会員になる、ここで呼ぶ会員ということになると思うので。これたくさん書くと、いっぱいリストを作らなきゃいけないのが大変なのか、それとも全部入れた方がコピーできるのが楽なのかわからないのですが、ここではどういう人が、実際使っている人がどんだけいるかが、できれば知りたいので、本当の実数じゃなくてもいいのですが、その人の実際問題どのぐらい使っておられるかというのを教えていただけるといいかなと。まあ3分の1程度ということでしたら理解しましたってことは、その人は、年間10回とかだから1か月から3ヶ月に1回ぐらい利用しているという感じでよろしいですかね？
運送者	はい。
加藤委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他にご意見ご質問等ございませんか？事業者に対してのご意見ご質問がこれであれば、事業者には退出してもらいますがよろしいですか？
	それでは福寿園様、ありがとうございました。退出してください。
	それでは、今回の更新登録申請につきまして、承認するというところで、ご異議ございませんか？
委員	異議なし。
会長	それでは、協議が整いましたので中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。

事務局	<p>以上で協議事項は終了しました。山田貴三委員入室をお願いします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。アルコール検知器の使用状況について事務局から説明してください。</p> <p>(資料5を用いた使用状況の説明)</p>
会長	<p>ただ今の報告につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
夏目委員	<p>はい。私身障協会の夏目と申しますけれども、ここに、例えば酒気帯び確認の具体的な方法として、今回一番下、運転者同士で確認して記録をする。なんか内々でやっているようで。そこで、お伺いしたいのは、こういう検査なんかでっていうのは、法的に何か根拠があるのですか？こういう、運転者同士でもやってもいいっていうようなことが。</p>
吉田委員	<p>基本的にこの酒気および飲酒の確認、他にも疾病・疲労などの確認は運行管理の責任者がやっていただくことになるので、確かに今具体的な方法のところ見ると運転者同士だとか運転者以外だとか、管理者っていうのは多分ここは責任者のことかなと思うのですが、一番上の総務課長とかもそうですけど、運行管理の責任者がやっているのかなというところはちょっと疑問には思います。もちろんダブルチェックでやってもらっていただく分には、問題ないと思うのですが、基本的に安全な運行のための確認っていうのは運行管理の責任者がやっていただくっていうのが決まっております。</p>
会長	<p>登録台数の関係とかありますかよね？</p>
吉田委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>5台以上だとか、11人乗り以上とか。</p>
吉田委員	<p>そうですね。5台以上は特定事務所っていうのですが、アルコール検知器を使ってやらないといけないっていうのがあるんですけども、ただ別に5台未満の事業者さんでも、運行管理の責任者っていうのは定めないといけなくて、飲酒の確認、疾病疲労の確認はしなきゃいけないっていうのは義務付けられております。</p>

加藤委員	<p>今ずっと資料3で、チェックしていた中で見てた運行管理の体制ですけど、運行管理責任者がいて、手伝う人がいてみたいなそういうことがある中で、ここに書いてあるのは、それとあんまり関係ないことが書いてあるので、運行管理の中の一環としてこれアルコールチェックあるわけだから、そうすると、資料3で頑張っって探し出して、そういうところ見てたその内容は合ってるのかということをおもざるを得ないというか、なんでアルコール検知器は、そういう運行管理業務の中の一環としてあり、実際に例えば、運行管理責任者がやれないとしても、代務者っていうか、その代わりになる人がいて、やるのかっていうふうな体制にしてそれは、運転手同士とかそういうのはよくないというか、運転手で代務者だったり管理者だったりする人もいると思うので、それタクシー会社でも、ありますので、なんですけど。体制として誰かが責任もって、チェックを实际したとか、これタクシー会社なら全部記録をね、写真撮ったりとかコピーして、スキャンしてとかそういう全部取っているという、ことなので、そこまでやるかどうか別としても、ちゃんとチェックしたということをして誰かがいるっていう時にこの場合は運行管理責任者かその指名する人みたいな、がやるっていうのは、ちょっとそういうふうに指導してもらえるといいかなって。だから、ここで例えば課長がやっているっていうのは、課長がその担当者になっていけば、逆にいいっていうか、ていうことかなと思いますので、ちょっと確認していただけるといいかなと思います。ちょうどよかったですね。こうやってアルコール検知器やったらそういうことが出てきたっていうのは。僕もドキッとしたんですけど、逆に言うと全国こうかもしれないので。ちょっと支局さんも、注意喚起された方がいいかなと思います。</p>
会長	<p>それは事務局さんだけではなくですけど、管理者さん、責任者、が責任を持ってチェックするという、体制について、各事業書の通知等ご案内、確認をお願いします。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
夏目委員	<p>最後にいいですか？</p>
会長	<p>はい。</p>
夏目委員	<p>要はこれ安全に関わることなもんですから、こうやって文字としてこういう席に堂々と出てくるということが、私も事前資料いただ</p>

事務局	<p>いたときにちょっとびっくりした。ですから、その辺の指導がよくしておきませんか、万が一事故があった場合には、市としても管理責任を問われる恐れもあるものですから、ひとつこの辺はもう少し勉強していただいて、資料として出していただくように。以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>次に移りたいと思いますがよろしいですか？</p> <p>なければ次に移ります。</p> <p>最後にその他ですが、意見・情報交換について、ご意見やご報告等ございましたらお願いいたします。</p>
長縄委員	<p>先ほどの運転者同士の体制ってということなのですけども、相互点呼、タクシー会社なんかですとですね、小さい事業者なんかですと、まあ二人じゃ、当然いくのですけども、その人が勤務外になった場合に帰ってきた運転手が運転者同士で相互点呼やっているんですよ。これ、多分支局さんも認めていただいているのですよね？大体、タクシー会社でも、いろんなところで行われている。それは多分認められたのじゃないかなと思ひまして。だから、ここも運転手同士もですね、やっているっていうのは相互点呼という意味合いでと書かれてるのじゃないかなと。思ったものですから発言させていただきました。</p>
加藤委員	<p>何か法令上は、あるのじゃないですか？</p>
吉田委員	<p>多分あると思いますね。</p> <p>そうですね。相互点呼の件について、ごめんなさいちょっと理解が乏しく申し訳ないのですけど、福祉有償運送の件に関して言えば、運行管理の責任者が、こういう安全のための確認を行わないといけないっていうのは決められていますので、そこは責任者がやっていただく話かなと思います。</p>
会長	<p>またなんか詳しい、根拠など情報ありましたら、ご提供いただければ各事業所へご案内情報提供していきたいと思ひますので。他によろしいでしょうか？</p>

井上委員	ちょっといいですか？
会長	はい。
井上	コアエンジェルさんに、河邊さん本人に確認したわけじゃないが、この間2月のあれで審査しております福祉車両をもうやめる。といったようなことを小耳にしたものですから、ちょっと会長の方で、その旨また確認。
会長	また事務局確認して。コアエンジェルさん前回更新を諮ったばかりだと思いますので。
加藤委員	報告してもらった方がいいですよ。
会長	ちょっと確認します。事務局も聞いてなかった？
事務局	聞いてないです。
会長	ちょっと確認させていただきます。まあどうですか。オブラートに包んで確認します。
井上委員	私どもへの負担がすごく増してくる。
会長	ありがとうございます。情報提供。ちょっと事務局の方で対応させていただきます。他よろしいですか？
	それでは事務局から、令和5年度の開催予定について、説明お願いします。
事務局	(資料6を用いた次回の開催予定日の説明)
会長	はい。それでは、資料3につきましては冒頭説明しましたが、ちょっと机の上に置いていってください。
	それでは、委員のみなさまありがとうございました。以上をもちまして会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました